

『都市教育の研究』

東京市政調査会 [編]

1926年 菊判/1040頁 図書番号 OE-0009

本書の編纂発行は、東京市政調査会（以下、本会）となっているが、三篇一九章 1040頁の大著を執筆したのは、戦前期における社会教育論の最高の研究者と評されている川本宇之介（1888～1960）である。彼は、東京帝国大学を卒業後、東京市職員として4年間、教育行政に携わり、公民教育や都市教育に強い関心を持つようになった。1920（大正9）年、文部省に異動後、在外研究員として主に盲聾啞教育の研究のため欧米に留学した。その後、本会審事委員補助員（嘱託）として都市教育に関する調査や執筆をおこなった。

川本の都市教育論は、本書によって集約されていると言っても過言ではない。序文で本会理事の岡實は、「一国の政治と同様、市政の改善もその根本は都市教育の改新に発する」と述べ、都市教育の改善が都市行政の改善にもつながると考え、本会の調査研究の一つとしたと述べる。

本書は、教育並びにその行政制度に関する具体的な調査にもとづき、特に大都市の教育を改革し、充実させるための要点と方法を詳細に記述している。各篇の要旨は、次のような内容である。

第一篇 「近代都市とその生活」では、「都市生活に就いて、その重要な点を教育的に考察する」と述べて、内外の都市に関する調査統計や都市研究、貧困問題に関する研究をもとに、近代都市の発達とそれが市民の身体、生活、心理におよぼす影響について教育的、社会的見地から考察する。また、著者は国内外の都市計画や都市経営に関する著作に近代都市と教育との関係を示すものが少ないとも指摘する。その理由について「都市研究家が……専門家以外の人々の容喙することの出来ないものゝ如くに考へる」または、「教育家乃至その行政家自身も…近代都市てふ大現象とは没交渉なる教育を施し、以て足れりとして居る」と案じる。

第二篇 「都市教育の充実改造」では、教育を都市生活に順応させるための改革点を概括するとともに、「基礎的の概観に止むるが故に、寧ろ先づ主として諸外国都市の教育組織を詳細に見、各方面より暗示を求め資料を集めた」と述べる。第三篇 「行政制度」では、前篇をもとに欧米のさまざまな都市教育組織、行政制度の改善の経過と現状を詳細に紹介したのちに、わが国の都市教育行政の現状との比較考察および改善点を論じる。

川本は本書のタイトルについて、凡例で『『都市とその教育組織並に教育行政制度に関する研究』と称するのが適当』と述べて、本書は「教育組織」や「行政制度」論に重点をおく。彼が都市教育の研究に取り組むようになった最も大きな理由は、日本の「教育組織」や「行政制度」が全国的に画一的であり、都市の実情に合っていないとの問題意識があったからである。地方ごとに柔軟性に富んだ教育制度の必要性を次のように述べる。「我が国の教育は、従来あまりに国家的見地より見て、この統一的画一的方面に力を用ひて、地方的社会的適応に対しては、比較的注目する所が少かつた…これが原因をなして、甚だしく型に嵌まり、形骸に囚はれて、その内容が動もすれば、空疎にならんとする傾向が極めて大である。これは、国家社会に於ける教育発展の上に大に警戒せねばならぬところである。」

（柳原裕彦・市政専門図書館司書主幹）